

Title	倉澤康一郎先生
Sub Title	
Author	山本, 爲三郎(Yamamoto, Tamesaburo)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2010
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.83, No.11 (2010. 11) ,p.205- 206
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	倉澤康一郎先生追悼記事
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20101128-0205

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

倉澤康一郎先生

私が学部生の頃、先生は女子学生に大変な人気があった。まだ五十前、しかし当時の流行語でいうとロマンスグレーで、その御髪を無造作に掻き上げ、慎重にかつ力強く講義を進められた。六法をお読みになると、少し恥ずかしそうに、眼鏡をかける言い訳をなされるのも、やんちゃな感じで、親しみやすく格好良い学者らしい教授であられた。

木曜日の夜はつるの屋でゼミの学生と楽しそうにお酒を召された。私も高鳥先生のゼミの仲間と木曜日の夜はつるの屋の暖簾をよくぐっていた。倉澤ゼミの友人と騒いでいると、お声をかけてくださり、樹水のロックを飲ませていただいた。樹水に味がないのは混ぜものがないからで、そこが良いのだとまた楽しそうに笑われた。先生のお傍にいますと、ついつい法律関係のお話を聞きたくなる。「君は何も分かっている。もっと勉強してから来い。」と叱られるのであるが、それがまた気持ち良い。

もつとも、酔っているときのこと、酔いが醒めると先生に礼を失さなかつたかと心配するのであるが、先生は愉快そうであつたと聞くと、性懲りもなくつるの屋でまた先生のお話を聞きに（いや樹水を飲み）挨拶をしに行つた。

大学院に進学すると、合同演習や商法研究会でご指導を受けた。先生は学生だからといって手加減されない。商法研究会の先輩方は、倉澤先生は昔はもつと厳しかったと一様におっしゃる。優しくなられたからかもしれないが、怖いとは感じなかつた。先生は本質的に情の人だと思ふ。酒席でも規範の話をするが、お説教ではない。津田先生や高鳥先生のお話をされる時には温かみを感じた。

塾百五十年記念で、先生は「法概念」のための、「概念法学」との闘い」と題される講演をされた。三田商法学の真髓と先輩諸先生の闘いぶりについてであつた。物事の本質を論理的に解き明かす法解釈学を概念法学と呼ぶのであれば、それは法解釈の基本である。ドグマと呼ばれるような排他的な解釈に陥るとき、批判的な意味で概念法学という言葉が用いられる。酒席ではあるが、倉

澤先生は、ご自身の解釈が概念法学であると批判される
 ことがあるが、それじゃあ概念法学をしてみろ、概念法
 学すらできないではないか、との趣旨のお話をよくされ
 ていた。物事の本質を把握しようとせず論理的であるこ
 とを批判するようでは法律学は滅びるのである。二十年
 近く前になるが、私の私法学会での報告について、「す
 ごい概念法学でしたね」と倉澤先生に感想を耳打ちした
 方がいらしたようである。先生はともうれしそうな顔
 をされて、概念法学という言葉は批判的に用いられるこ
 とが多いが、肯定的に概念法学だとほめられたぞ、と私
 に話してくださった。私も三田商法学の末席に連なる資
 格があると認めていただいたのである。

先生が法学部長に就任されてまもなく、通信教育部の
 機関誌「三色旗」の企画「法学部長に聴く」で聞き手を
 務めさせていただいた。先生には様々な事柄につきお教
 えいただきたいが、さらに、なお、また、お教えいた
 だきたいことが山ほどあった。そこで、私自身が先生に
 お教えいただきたいことを中心にお聞きしたように思う。
 終了後、先生から上手なインタビューだったとほめてい
 いただいた。先生の教えを正しく理解していると認めてい

ただいたようであれしかった。

先生の論文集「株式会社監査機構のあり方」をまとめ
 ることができたのも幸せであった。先生の監査役関連の
 ご論考でこれまでの論文集に登載されていないものを集
 め、慶應法学会や出版社と交渉し、鈴木千佳子君、杉田
 貴洋君、島田志帆君と分担し合って、新会社法の条文と
 の関係を各ご論考の補訂とした。先生の監査役論を勉強
 し直す機会となったことはもちろんであるが、先生に喜
 んでいただけたことが何よりであった。学恩に少しでも
 報いられたであろうか。

慶應義塾の手作りの教育環境の中で、先生から様々な
 お教えを受けた。直接先生のお言葉を賜りたい想いはな
 お強い。奥さまから先生ご逝去のお電話をいただいた日
 の夜、長い長い夢を見た。先生とお話ししていたようで、
 一晩中つぶやいていたらしい。お亡くなりになる半月程
 前に、三田で、あいさつ程度であったが少しお話す機会
 があった。いつものように穏やかで優しい笑顔であら
 れた。先生、手酌で一杯やりながらまたお話をお聞かせ
 ください。

法学部教授 山本 爲三郎